

- 1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
2 平成十年三月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 平成十年七月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下「福祉手当」という。）の支給の制限並びに同月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年三月一九日政令第六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 平成十一年三月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年五月二八日政令第六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、第一条から第三条まで及び第七条並びに次項及び附則第四項の規定は、平成十一年八月一日から施行する。
（経過措置）

2 平成十一年七月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福
祉手当（以下「福祉手当」という。）の支
給の制限並びに同月以前の月分の特別児童扶養
手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福
祉手当（以下「福祉手当」という。）の支
給の制限並びに同月以前の月分の特別児童扶養
手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附
則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額
については、なお従前の例による。

（施行期日）

3 平成一〇年七月一七日政令第二
五五号抄

祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

- (特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置) 第七条 第五条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第一項(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第三百二十三号)附則第四条において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、平成十七年八月以後の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律施行令第十七条第一項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに同月以後の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支給の制限並びに同月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

2 第五条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十二条第四項の規定は、平成十八年八月以後の月分の特別障害者手当の支給の制限及び同月以後の月分の特別障害者手当に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の特別障害者手当の支給の制限及び同月以前の月分の特別障害者手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月二九日政令第七
三号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日政令第一
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第四条において

準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法
律施行令第八条第三項において準用する場合を
含む。)の規定は、平成十八年八月以後の月分
の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障
害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法
律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当
(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並び
に同月以後の月分の特別児童扶養手当、障害児
福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当
する金額の返還について適用し、同年七月以前
の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、
特別障害者手当及び福祉手当の支給の制限並び
に同月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児
福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当
する金額の返還については、なお従前の例によ
る。

附 則（平成二三年三月三一日政令第八〇号）抄

第一条（施行期日）この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年一一月二八日政令等四三〇号）抄

（施行期日）

第一条（施行期日）この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第五条及び第九条から第十二条までの規定並びに附則第三条及び第五条から第十一条までの規定 平成二十四年八月一日

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条（第一二二条第一項第二号の規定による政令の施行日）

行	当の障	障に當	項法	法當	一
第一條	（施行期日）	（二六号）	附 則	（平成二八年五月二五日政令第二	二
（施行期日）	抄	（二六号）	附 則	（平成二八年五月二五日政令第二	一
（施行期日）	抄	（二六号）	附 則	（平成二九年三月三一日政令第九	一

第一条 〔旅行期日〕この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

第十一條 第十二条の規定による改正後の特別扶養手当等の支給に関する法律施行令第二条
第一項及び第七条 (同令第十二条第一項及び

（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施
する。

金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三一日政令第一九号）
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年四月一日政令第一五号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

第十一條 第十一条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一号(昭和六十年政令第三百四十三号)附則第四条において準用する場合を除む。)の規定は、平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十一年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

二の特 条款の用及 量の當法特 条款の用及 量の當法特
第一 1 (施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施
する。
(経過措置)
2 平成二十七年三月以前の月分の児童扶養手当等
法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等
支給に関する法律による特別児童扶養手当、
害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民保
金法等の一部を改正する法律附則第九十七条
一項の規定による福祉手当については、なお前
の例による。

附 則 (平成二七年九月三〇日政令第
(施行期日)
二号) 抄

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日か
ら施行する。

行當の障年従第三
金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前
の例による。

附 則（平成二九年一月二九日政令第
二九四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第三条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

第二条 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第二条第一項第七条（司令第十二条第一項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第二条第一項）

附則（平成二年三月三日政令第八）抄
九号（施行期日）

童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一号（昭和六十年政令第三百一十三号）附則第四条において準用する場合を除む。）の規定は、平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十一年国民年金等改正法（昭和四十九年法律第二百三十九号）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下「福祉手当」という。）の支給の制限並びに平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還について適用し、平成二十一年以前の年の所得による支給の制限及び返還については、なお従前の例によります。

1 (施行期日) この政令は、平成二十七年四月一日から施
する。

2 (経過措置) 平成二十七年三月以前の月分の児童扶養手当による児童扶養手当、特別児童扶養手当等支給に関する法律による特別児童扶養手当、害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民健康法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお前例による。

附 則 (平成二七年九月三〇日政令第
七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二八年三月三一日政令第
七五号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施

附則（平成二年三月三一日政令第五
七号）抄

第十一章 第十二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一項及び第七条（同令第十二条第一項及び別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百一十三号）附則第四条において準用する場合を除む。）の規定は、平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十一年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当並びに平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還について適用手当し、平成二十二年以前の年の所得による支給の制限及び返還については、なお従前の例によります。

（施行期日）
この政令は、平成二十七年四月一日から施
する。

（経過措置）

2 平成二十七年三月以前の月分の児童扶養手
法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等
支給に関する法律による特別児童扶養手当、
害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民
金法等の一部を改正する法律附則第九十七条
一項の規定による福祉手当については、なお
前の例による。

附 則（平成二七年九月三〇日政令第
四二号）抄
(施行期日)
この政令は、平成二十七年十月一日か
ら施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第
七五号）抄
(施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施
する。
（経過措置）

金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

（施行期日）

（二九四号）抄

附 則（平成二九年一一月二九日政令第

第一条 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第三条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第二条第一項第七条（同令第十二条第一項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百一十三号。以下この項において「昭和六十一年改正政令」という。）附則第四条において準用する場合を含む。）、第八条第三項（昭和六十一年改正政令附則第十四条において準用する場合を含む。）及び第十九

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。
(施行期日)

第一條 第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一項及び第七条（同令第十二条第一項及び別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例）一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百一十三号）附則第四条において準用する場合を除む。）の規定は、平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十一年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下「福祉手当」という。）の支給の制限並びに平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還について適用し、平成二十一年以前の年の所得による支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月三〇日政令第十九号）抄

附 則（平成二六年三月二四日政令第十七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
平成二十七年三月以前の月分の児童扶養手当による児童扶養手当、特別児童扶養手当等支給に関する法律による特別児童扶養手当、害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお以前の例による。

附 則（平成二七年九月三〇日政令第
四二号）抄

（施行期日）
この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第
七五号）抄

（施行期日）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）
平成二十八年三月以前の月分の児童扶養手当による児童扶養手当、特別児童扶養手当等支給に関する法律による特別児童扶養手当、

附 則（平成二二年四月一日政令第一〇四号）抄

第十一條 第十一条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一号(昭和六十年政令第三百一十三号)附則第四条において準用する場合を除む。)の規定は、平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十年国民年金等改正法別障害者手当及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還について適用されし、平成二十二年以前の年の所得による支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

る。

附 則 (平成二四年三月三〇日政令第十九号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二六年三月二十四日政令第十七号)

この政令は、平成二十六年三月二十四日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二五年改正法)

この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第十一章 第二十二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一項及び第七条（同令第十二条第一項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百一十三号）附則第四条において準用する場合を除む。）の規定は、平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十一年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下「福祉手当」という。）の支給の制限並びに平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還について適用されし、平成二十一年以前の年の所得による支給の制限及び返還については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成二四年三月三〇日政令第十九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月一四日政令第十七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日から施行する。

<p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成二十七年四月一日から施 する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>2 平成二十七年三月以前の月分の児童扶養手 法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等 支給に関する法律による特別児童扶養手当、 害児福手当及び特別障害者手当並びに国民 金法等の一部を改正する法律附則第九十七条 一項の規定による福祉手当については、なお 前の例による。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成二十七年十月一日か ら施行する。</p>	<p>附 則（平成二七年九月三〇日政令第 四二号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成二十八年四月一日から施 する。</p>	<p>附 則（平成二八年三月三一日政令第 七五号）抄</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>平成二十八年三月以前の月分の児童扶養手 法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等 支給に関する法律による特別児童扶養手当、 害児福手当及び特別障害者手当並びに国民 金法等の一部を改正する法律附則第九十七条 一項の規定による福祉手当については、なお 前の例による。</p>

金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第三項の規定による福祉手当については、なおお前例による。

附 則（平成二十九年一月二九日政令第二九四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第三条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第二条第一項第七条（同令第十二条第一項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号。以下この項において「昭和六十改正政令」という。）附則第四条において準用する場合を含む。）、第八条第三項（昭和六十改正政令附則第四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第四項の規定は、それぞれ令和元年八月以後の月分の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当（以下この項において「特別児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、正附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下この項において「特別児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、

